

岩手県市町村総合事務組合規則第6号（令和6年4月18日公布）

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合<u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>

改 正 前			改 正 後		
別表第4 (第9条の5関係)			別表第4 (第9条の5関係)		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u>)	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u>)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>77,890円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>81,290円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u>)	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u>)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>38,900円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>40,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の第9条第2号及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。